

群馬県食品安全県民会議設置運営要綱

(趣旨)

第1 群馬県食品安全基本条例（平成16年群馬県条例第7号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、県民、消費者、事業者、県その他の関係者相互間での、飲食に起因して発生する危険性に関する情報・意見の積極的な交換を行うため、群馬県食品安全県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 県民会議は、関係者相互間での、飲食に起因して発生する危険性に関する情報・意見の積極的な交換を行う。

(構成)

第3 県民会議は、消費者、食品の生産者、流通業者、学識経験者など優れた識見を有する者のうちから健康福祉部長が選任する委員で構成する。ただし、県職員にあっては、群馬県食品安全会議設置運営要綱（平成16年4月1日施行）第3に規定する群馬県食品安全会議構成員のうちから、健康福祉部長が指定する。

(任期)

第4 県民会議の委員の任期は、2年間とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(座長)

第5 県民会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催等)

第6 県民会議は、健康福祉部長が招集し、座長が主宰する。

2 座長は必要があると認めるときは、学識経験者等、委員以外の者に会議への出席を要請し、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7 県民会議の庶務は、健康福祉部食品・生活衛生課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が県民会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月30日から施行する。
- 2 群馬県食品安全県民会議運営要領（平成14年7月29日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年1月11日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第3の規定により委嘱されている者は、施行日にこの要綱第3の規定により選任されたものとみなす。この場合において、当該選任されたものとみなされる者に係る選任の期間は、同日におけるその者に係る改正前の要綱第3の規定による委嘱の残任期間と同一の期間とする。